

令和 6 年度（2024 年度）
熊本県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金募集要項

1 事業の趣旨

少子高齢化に伴い、生産年齢人口が減少する中、外国人介護人材の獲得は、介護人材不足解消の一つの解決策として考えられる。

そこで、本事業では、県内の外国人介護人材の更なる確保を目的として、在留資格「留学」で在留している介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し、県内介護施設が学費や生活費等を奨学金として給付又は貸与する場合に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、外国人留学生に対し、留学期間中の学費や生活費等を奨学金として給付又は貸与する者とする。

3 補助対象経費等

補助金交付の対象経費、補助率及び補助上限額は、以下のとおり。

なお、外国人留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等、他制度による貸付等の支援を受けている場合は、補助対象外（介護福祉士修学資金の生活費加算を受けず、本事業で居住費等の生活費の支給を受けるなど、他制度と重複しない部分に係る経費は補助対象）。

【補助対象経費等】

	補助上限額			補助対象 期間
	対象経費※ 1	基準額	補助率	
日本語学校	学費※ 2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内 ※ 4
	居住費などの生活費※ 3	年額 360,000 円以内		
介護福祉士 養成施設	学費※ 2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の 修学期間 ※ 4
	入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	介護福祉士試験受験対策 費用	1 年度 40,000 円以 内		
	居住費などの生活費※ 3	年額 360,000 円以内		

※ 1 当該年度の 4 月 1 日～3 月 31 日に支出した経費を補助対象経費とする。

※ 2 学費と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も補助対象経費とする。

※ 3 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する費用（学

費・介護福祉士試験受験対策費用を除く)。

なお、補助事業者が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算が可能。

①年額 240,000 円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、当該月に限り、月額 50,000 円以内の加算

※ 4 本人の病気や新興感染症等の真にやむを得ない事由により留年した期間中については、補助対象期間に含める。

4 補助対象期間

補助事業の期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

補助対象期間に外国人留学生が留年した場合は、その期間は補助対象外とする。なお、病気等の真にやむを得ないと認められる事由により留年した期間中については、補助対象期間に含める。

5 申請方法等

(1) 提出書類

- ①補助金交付申請書（要項別記第 1 号様式）
- ②事業計画書（要領別記第 1 号様式）
- ③収支予算書（要項別記第 2 号様式）
- ④補助金所要額調書（要領別記第 2 号様式）
- ⑤外国人留学生状況一覧（計画）（要領別記第 3 号様式）
- ⑥在学証明書（要領別記第 4 号様式）
- ⑦奨学金貸与（給付）規程等の写し
- ⑧外国人留学生への奨学金の実施を確認できる書類（貸借契約書等）

※申請書等様式は県ホームページに掲載

【URL】 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/222690.html>

(2) 提出方法

LoGo フォーム及び紙媒体にて申請書類を提出

【URL】 <https://logoform.jp/form/x4b6/860692>

(3) 募集期間

公表日～令和 7 年（2025 年）1 月 31 日（金）

※申請事業者が少ない場合には、予算の範囲内で追加募集を行う。

(4) 問い合わせ及び送付先

熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 企画班 古閑

TEL：096-333-2215

6 審査方法

(1) 審査

応募要件を満たしているか、また、内容などを県で審査したうえで、予算の範囲内で補助金の交付事業者を選考する。

(2) 交付決定

審査結果をもとに、予算の範囲内で補助金の交付及びその額又は不交付を決定し、2月下旬頃に通知する。

7 実施スケジュール及び今後の手続き

交付申請（事業者→県）	令和7年（2025年）1月31日（金）※
交付決定（県→事業者）	令和7年（2025年）2月下旬 ※上記スケジュールはあくまでも予定です。
実績報告（事業者→県）	事業を完了した日から30日以内、又は 令和7年（2025年）3月31日（月） までのいずれか早い日までに提出
実績報告審査 補助金額の確定（県）	実績報告書等の審査を随時実施
補助金請求書の提出 （事業者→県）	補助金額確定後、速やかに提出
補助金支払（県→事業所）	請求書受領後、速やかに支払い

(1) 補助事業の内容等の変更

交付申請内容に変更（軽微な変更を除く。）がある場合は、次の書類を提出すること。変更申請書の提出がないまま事業が実施された場合、収支予算書に基づかない支出については、補助対象外となる場合もある。

- ①補助金変更申請書（要項別記第4号様式）
- ②事業変更計画書（要領別記第1号様式を準用する）
- ③変更後の補助金所要額調書（要領別記第2号様式を準用する）
- ④変更後の収支予算書（要項別記第2号様式を準用する）
- ⑤その他必要な書類

(2) 事業完了後の実績報告

事業完了後は次のとおり、実績報告書を提出する。

収支予算書に基づかない支出や正当な手順を踏んでいない支出については、補助対象外となる場合がある。

【提出期限】

事業を完了した日から30日以内、または令和7年（2025年）3月31日（月）のいずれか早い日まで。

【提出先】

※申請書提出先に同じ

【提出書類】

- ①補助金実績報告書（要項別記第7号様式）
- ②事業実績書（要領別記第5号様式）
- ③補助金精算調書（要領別記第6号様式）
- ④収支精算書（要項別記第2号様式）
- ⑤外国人留学生状況一覧（実績）（要領別記第7号様式）
- ⑥奨学金の支給が確認できる書類（明細書等）
- ⑦日本語学校に在籍する外国人留学生に奨学金を支給した場合、介護福祉士養成施設への入学（予定）を証明する書類（別記第8号様式）
- ⑧介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に支給した場合、1学年は修了証明書（別記第9号様式）、2学年は卒業を証明する書類
- ⑨外国人留学生が真にやむを得ないと認められる事由により留年した場合、留年を証明する書類（別記第10号様式）

（3）補助金の支払

補助金の交付（支払い）は口座振替とする。

なお、事業の実施に必要な場合は、概算払を行うことができるが、その場合は、事前相談を行うものとする。

（4）補助完了後の現況報告

補助交付年度の翌年度から、外国人留学生から補助事業者への返還額が確定するまでの間、毎年4月末実までに外国人留学生の現況報告一覧表（別記第11号様式）を提出すること。

なお、外国人留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合又は、奨学金の貸与規定又は給与規定等により外国人留学生から奨学金の返還を求めない旨を定めている場合は提出不要。

（5）補助金の返還

事業完了後、実績報告書の内容を確認し、補助金の額を確定する。その結果、既にその額を超える補助金を交付している場合は、補助金の全部又は一部を返還いただく場合がある。

なお、補助事業者が留学生に奨学金の返還を求める場合にあっては、交付した補助金の額を除いて返還させ、補助事業者から県への補助金返還は生じないものとする。

ただし、補助金の交付を受けた後において、留学生から支給した額の全額が返還された場合にあっては、補助金返還報告書（別記第12号様式）により、交付された補助金の全額を県に返還しなければならない

8 その他留意事項

- (1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (3) 補助申請者の構成事項（代表者や住所等）に変更があった場合は、速やかに県に報告すること。
- (4) 奨学金貸与（給付）規程については、「留学生が貸与奨学金による学費等の経費を思弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を踏まえ定めること。